



石橋レポ 第24号

発行日：平成30年2月1日（隔月1日発行）



杉浦のつぶやき



皆さん、こんにちは、開発部の杉浦です。いよいよ**2018冬季平昌オリンピック**が、2月9日から2月25日までの17日間、韓国の平昌で開催されます。スキーやスケートなど**7競技102種目**で競われ、**日本からは総勢267名(選手123名、役員等144名)の選手団**が派遣されます。フィギアスケートやスキージャンプなど、メダルが期待されている競技も多く、目が離せません。選手の皆さんにはベストを尽くして頂き、**多くのメダルと感動**を期待したいと思います。また、今回のオリンピックでは、**北朝鮮の動向**も気になる所です。韓国との統一旗での入場や、女子ホッケーの南北合同チーム結成など、話題に事欠きません。オリンピック参加の真意をめぐっては、核開発完成までの時間稼ぎではないかとの憶測も飛んでおります。古代ギリシャの時代より、**オリンピック開催期間中とその前後7日間**は、全ての戦いが停止される**停戦協定が世界の暗黙のルール**となっておりますので、オリンピック開催中にミサイル発射実験などの挑発行為はないと思いますが、常識が通じる国でもありませんので最大限の注意が必要です。とにもかくにも、オリンピックは**4年に一度のスポーツの祭典**です。何事もなく終了し、オリンピックが**世界平和の懸け橋**になる事を切に願っております。

今月のテーマ

「生産緑地法改正と2022年問題」



<2022年問題とは>

2022年は、1992年(平成4年)に**生産緑地地区が最初に指定されてから30年**となり、生産緑地の買取請求が可能となる年です。対象となる農地が一斉に買取申し出を行うと、大量の売り物件が出ることになり、不動産市場に大きな影響が出るのが懸念されています。

<生産緑地法の主な改正点>

2017年に生産緑地法の一部改正を含む法案が成立しました。主な改正点は次の通りです。

- ① 生産緑地地区の面積要件緩和
現在の500㎡以上から300㎡以上に緩和
- ② 生産緑地地区内の行為制限緩和
生産等に必要な施設のみだったものが、**直売所や農家レストラン等の設置を可能とする。**
- ③ **特定生産緑地指定制度創設**
買取申し出期間を**10年先送り**できる制度(10年経過後は、再度10年ごとに先送り可能)

ちょっと一息頭の体操

<前号の答え>

9	1	7	3	6	5	4	2	9
8	9	3	2	4	1	5	7	8
4	2	5	8	7	9	6	3	1
3	7	4	9	2	8	1	5	
1	5	9	4	3	8	7	6	2
2	8	6	1	5	7	3	9	4
7	6	1	5	8	2	9	4	3
5	3	2	6	9	4	1	8	7
9	4	8	7	1	3	2	5	6

<数独のルール>

- 1、空いているマスに1~9の数字をいれる。
 - 2、縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3のブロック内に同じ数字が複数入ってはいけない。
- ルールは以上です。簡単ですよ。
- でもやってみると意外に難しいですよ。
- 正解は次号にてお知らせします。

<問24>

7	5				8		2
			2			9	
6	2		7	1			
9	8			2		3	7
2	6						
			4				5
				5	2		
			3				
1			2	7			

● お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地

TEL: 0566-42-8181

FAX: 0566-42-8833

E-mail: ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

ホームページ: [石橋建設興業](#) [検索](#)

● 営業内容

・土木工事

・建築工事

・造園工事

・舗装工事

・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

・重機械の施工

・建設用資材の納入販売

・宅地建物取引業

第二事業部 開発部 都築一雄(携帯)090-1235-0237 / 杉浦幹夫(携帯)080-2658-3035